

感染抑制と社会経済活動を両立する 新型コロナウイルス感染症対策について

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、多くの命や安全・安心な生活が奪われ、新たな格差や貧困、差別や孤立などを生み出している。

第6波の感染拡大に伴うまん延防止等重点措置は3月21日をもって解除されたが、新規感染者数は高止まりの状況が続き、BA.2系統への置き換わりも進んでいる。

こうした中でも、改めて基本的感染対策を徹底し、急激な感染拡大を抑制しながら、社会経済活動を継続していかなければならない。

中国地方知事会としても、今後の感染再拡大の波を何としても抑え込むべく、これまで感染拡大の波を乗り越えてきた経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等による徹底した感染の抑え込みや、追加接種の促進など、感染対策に全力を尽くすとともに、疲弊した地域経済の回復に向けた対策についても、引き続き積極的に取り組む決意である。

そのためには、国との一致結束した取組は不可欠であり、地方においては相当数の県で、一日あたりの新規感染者数が第6波のピークを超えている状況であるため、第7波に入ったという前提で適切な対策を講じるよう、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 コロナ禍からの出口戦略

ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和に当たっては、局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、新たな変異株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、分かりやすい制度とした上で、早期にその内容を示すこと。

さらに、新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、新たな変異株の出現も想定した、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略についても早急に検討を進め、速やかに提示すること。

なお、出口戦略の検討においては、行動制限の緩和を中心に議論さ

れているが、感染しても重症化させない対策や、国民の命が守られる医療体制の確保が出口戦略の根幹であり、適切な積極的疫学調査や必要な入院・治療の徹底が可能な体制の構築を併せて議論すること。

また、今般の新型コロナによるパンデミックを教訓に、感染防疫を一元的、主導的に担う組織の創設などを検討すること。

さらに、行動制限の緩和と併せて、新たな変異株の出現も念頭に置きながら、感染が再拡大した場合の最悪の状態も想定し、現状よりも強い措置がとれるように、対処方針や立法措置、制度運用の見直しに向けて議論を進めること。

2 緊急事態宣言等の実効性の確保

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、どのような基準・タイミングで適用するのか示すこと。また、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、手続きの簡素化や迅速化等の見直しを行い、地域の感染状況を踏まえ知事の要請に応じて機動的に発動すること。さらに、都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること。

また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、現在、必須となっている飲食店の時短要請を任意の対策とするほか、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設においても感染が広がっている状況を踏まえ、学びの機会の保障や社会機能維持に留意しつつ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策について、データやエビデンスを示し、都道府県が地域の実情に応じて実施することができるよう、基本的対処方針の更なる見直しを行うとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

さらに、まん延防止等重点措置等の区域を対象としたオンライン診療の報酬引き上げや救急搬送受入支援については、重点措置の適用等にかかわらない制度に見直すこと。

3 水際対策の緩和について

水際対策の緩和については、世界各国の感染状況を踏まえ、外国人留学生や技能実習生など社会活動に与える影響に配慮し、柔軟かつ適切に行うとともに、外国人の受入手続きや支援の情報を速やかに提供すること。

在日米軍基地について、出発地及び到着地の検査の厳守など、水際対策を徹底するとともに、マスク着用の徹底や変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するなど、地域の不安を払拭する実効性ある感染防止対策のほか、基地内での医療提供体制の確保・充実等について、政府から強く要請すること。

4 新たな変異株に対応した保健・医療提供及び検査体制の充実強化

全国各地において、オミクロン株の BA.2 系統への置き換わりが進展するなど、新型コロナウイルスとの闘いは、新たな局面に入ったが、過度な負担を医療現場にかけることなく、安全な保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講じること。

- ・ BA.2 系統を含め、変異株の国内での感染力の変化や特性、ワクチンの効果、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を明示すること。
- ・ 第7波に入ったという前提で新たな変異株による感染拡大を想定しながら、各地域が必要な保健所機能を維持及び発揮することができるよう、その強化を支援すること。
- ・ 保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、都道府県対策本部長である知事がコロナ協力医療機関以外の医療機関その他の幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援すること。

- ・保健所支援協力者の登録システム（IHEAT）を拡充すること等により、都道府県域を超えた広域的な人材派遣調整の実施を検討すること。
- ・感染拡大傾向時の一般検査事業については、全額国が費用負担するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」となっても、知事の判断で実施可能とすること。
- ・診療及び無料検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給を図ること。
- ・使用期限経過により廃棄される例が相次ぐ、学校に配布されている抗原簡易キットについて、期限到来前の有効活用が可能となる枠組みとすること。
- ・旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要する費用についても国が支援すること。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設など、包括支援交付金による支援を充実すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れにより一般医療が制限された場合の経営上の損失について補償すること。また、これまでの教訓を活かし、重症患者や中等症患者を受け入れるべく十分な病床確保並びに医療従事者の確保ができるよう制度改正を含めた見直しを行うこと。
- ・経口薬等の治療薬について、必要な患者へ迅速かつ公平な供給体制の構築をさらに加速させること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講じるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・子どもの感染が増加している状況を踏まえ、小学校・保育所等の臨時休業時や子どもの感染時等に、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金については、制度の更なる周知や相談体制の充実・手続きの簡素化、給付の迅速化を図ること。

- ・介護や障害福祉サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業等について、地域の実情や要望等を踏まえ、国の責任において十分な財政措置を講ずること。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるような法的措置や行政の体制強化にあたっては、都道府県内で統一的な対策の実施を可能とするため、都道府県と保健所設置市との役割分担を見直し都道府県主導で必要な措置を講じられる仕組みを構築することも含めて検討を行うとともに、その他地方の意見を十分に踏まえること。
- ・今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。あわせて、病床が不足した際に臨時の医療施設を開設する場合、医療従事者確保及び円滑な設置・運営に必要な診療報酬の引き上げも含めた財政措置等の対策を講じること。
- ・罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発、医療提供体制の整備を進めるとともに、生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

5 ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向けて、ワクチン接種を迅速に実施するため、以下の取り組みを進めること。

(1) 3回目接種の完了に向けた取組

- ・追加接種の必要性や変異株に対するワクチンの有効性、交差接種の有効性や安全性について、国民が納得して接種できるよう、国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。

- ・12歳以上17歳以下の者への接種について、ファイザー社製ワクチン使用の前提にかかわらず追加の配分がないため、都道府県で調整してなお不足するワクチンは国の責任において追加で確保すること。
- ・接種券なしで接種するケースの増加を踏まえ、事務処理の簡素化・効率化を図るほか、接種関係者の負担軽減を図ること。

(2) 12歳未満の子供への接種

- ・12歳未満の子供への接種について、接種の目的やワクチンの効果、副反応、接種を推奨する対象などについて、科学的根拠を踏まえて国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、分かりやすい明確なメッセージを打ち出すこと。
- ・接種実績等の公表に当たっては、小児や保護者への同調圧力や自治体への接種回数増加の要請につながらないよう配慮すること。
- ・自治体レベルで専門的な相談に対応する窓口を確保することが難しい状況を踏まえ、保護者や小児のかかりつけ医が接種について相談できる、感染症や小児科の医師等で構成される「相談窓口」を開設すること。
- ・国において接種費負担金の加算措置など、全国統一的な取扱いとなるよう適正な措置を確実に講じること。
- ・小児の接種には保護者の付き添いが必要であることから、保護者が休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。

(3) 4回目接種の実施に向けた取組

- ・4回目接種については、諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、接種を繰り返すことが免疫に与える影響も含めた安全性、必要性、接種間隔、対象者、開始時期、ワクチン配分計画などについて、長期的な戦略をもった政府の具体的な考え方をできる限り早期に提示するとともに、必要なワクチンを確実に供給すること。
- ・また、検討を進めるにあたっては、実施主体となる市区町村をはじめ都道府県の事務負担等を十分に考慮し、情報提供などをきめ細かに行うこと。

(4) 国産ワクチン・治療薬の開発

- ・新型コロナウイルスを完全に制圧するとともに、今後の変異株等

へも対処するため、政府は大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国内臨床試験の推進も含め、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図ること。

- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬として、既存薬も含めて、政府が主導して特効薬の研究・実用化を支援し、治療法の確立を実現すること。

6 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、全国の感染状況も踏まえ、感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とすることとし、医療・検査体制の強化や事業者支援等を進めるため、地方自治体が必要とする額を確保すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各都道府県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各都道府県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

7 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、大胆な経済対策を実施するとともに、喫緊の対応として以下の対策を講じること。

(1) 事業者への支援の充実

事業復活支援金について、3月までの売上が対象であるが、コロナ前まで経営状況が戻っていない事業者には、さらなる支援が必要であるため、4月以降の売上が対象とした同様の支援制度を再度立ち上げること。

その際は、現在の事業復活支援金は額が小さく、中小事業者の事業継続・回復効果が十分に期待できないことから、支援額の大幅増額や売上減少率の要件を緩和するとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、休業要請等に係る協力金と併せて申請する場合の支援金算定方法の周知や電子申請サポート会場の各都道府県への複数設置等により、迅速に給付すること。

また、事業者からの問い合わせに十分対応できる体制を確保するとともに、申請内容に不備がある場合は、理由の明示を行い、事業者が改めて申請しやすいよう配慮すること。

(2) 事業者等への資金繰り支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の令和3年3月末での申込み終了後に都道府県が独自に行う資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援を行うこと。

また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済猶予や条件変更、追加融資など、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、条件変更に伴う追加保証料の補助、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

(3) 雇用調整助成金等における全国一律の特例適用

雇用調整助成金等の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に幅広い事業者が厳しい状況にあることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。

なお、今後、雇用調整助成金等の特例措置の期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

また、小学校・保育所等の臨時休業時や子どもの感染時等に、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金については、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図るとともに、事業者に対し、助成金の活用を強力に働きかけること。

併せて、日額上限額については、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域とで早急に同一にするとともに、特例措置と同額まで引き上げること。

(4) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。

(5) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字補填や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講じるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和3年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

(6) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

都道府県内旅行の割引事業を財政的に支援する「地域観光事業支援」については、国による「新たな Go To トラベル事業」の実施見通しが立たないことを踏まえ、利用期間や予約・販売期限を一定期間延長するとともに、レベル3相当以上などにより事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取り扱うなど、補助対象経費の拡充、一人当たりの補助限度額の引き上げ等、柔軟かつ弾力的な運用とすること。

また、国による「新たな Go To トラベル事業」の実施にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、継続的な観光需要の喚起を図るとともに、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、時期及び業種に偏

ることがないようバランスに配慮するとともに、早期の情報共有など地域と十分に連携すること。

さらに、都道府県による「新たな Go To トラベル事業」の実施にあたっては、地域の実情に応じて、柔軟かつ弾力的な事業実施ができるよう、割引率や1人当たりの割引額、クーポン券の額等について、限度となる率や額を引き上げた上で、都道府県独自で設定できるようにすること。また、事業者の先行きに対する不安感の軽減や利用者に対する利便性の向上等の観点から、事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費の補助対象とすること。

Go To キャンペーン事業は地域経済に与える効果が大きいことから、各都道府県知事の意見も踏まえた上で、感染状況に応じて再開するなど柔軟に対応すること。

特に Go To イート事業などの飲食需要喚起施策は、厳しい状況にある飲食業のみならず、燃油・飼料等の高騰に直面する農林水産業等の支援にも繋がるため、感染状況などの地域の実情を踏まえながら、十分な施策を実施すること。

また、Go To キャンペーン事業にかわる新たな需要喚起施策を実施すること。

(7) 米の需給改善及び価格安定に向けた対策の実施

コロナ禍による業務用需要の減少に伴う民間在庫量の増加が、米価の引き下げにつながり、稲作農家の経営が厳しい状況に直面していることから、令和5年産に向けて米の主産地に対して需要に応じた生産の徹底を促すとともに、「水田活用の直接支払交付金」をはじめとした主食用米から作付転換を図るための予算を十分に確保し、交付対象水田の見直しに当たっては現場の課題をしっかりと検証すること。

また、コロナ禍の影響における需給環境の改善は、生産者、関係団体等による取組だけでは限界があることから、在庫の解消に向けた抜本的な対策を継続するとともに、輸出拡大や消費拡大など需要回復・拡大に向けた対策を強化すること。

(8) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、

予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

(9) 農水産業に係る生産資材等の高騰への支援

コロナ禍の影響が長期化する中、資材不足や原材料・原油価格の高騰により、生産に欠かすことのできない肥料や配合飼料などの各種生産資材は価格上昇を続けており、生産者の経営に大きな影響を与えている。

しかし、農水産物は流通の特性上、コスト上昇分を価格へ転嫁することが困難であることから、生産者が安定的に食料を供給することができるよう、効果的な支援を講じること。

(10) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

令和4年3月からの水際対策の緩和により、技能実習生等の外国人の新規入国が再開された。政府においては、1日当たりの入国者数の上限を段階的に引き上げているが、早期入国を希望する声が多いことから、世界各国・地域での感染状況を踏まえつつ、技能実習生等の受入状況が社会活動に与える影響に配慮し、さらなる水際対策の緩和も含め柔軟かつ適切に対応すること。

また、受入企業に中小企業が多いことを勘案して、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担が過大とならないよう軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体にも財政支援を行うこと。

さらに、外国人材の円滑な受入れのため、入国後の自宅待機期間の変更等の情報を速やかに提供すること。

8 学校等教育分野や子育てへの支援

(1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最

大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとともに、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講じること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講じるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対する偏見やストレス、いじめ等に対応して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、ワイプタオル、アルコール消毒薬、マスク等の保健衛生用品を、独自に調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備、ドアノブや水道ハンドルの非接触型への更新等を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道等通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

さらに、学校の部活動においては、屋内競技などで、換気が不十分であることにより感染が広がるケースが散見されるため、特に大会の実施・運営にあたっては、試合間のインターバルを確保し、十分な換気や消毒を実施するなどの感染防止対策を行うことが重要である。こうした対策を徹底するため、実施日程を調整するなど、感染防止に十分配慮された運営となるよう、大会を実施する全国組織の団体等への指導を徹底すること。

(5) 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。あわせて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(6) 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力で推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力で講じるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

(7) 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

(8) 保育所等への支援

保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

子どもへの感染が拡大しており、保育所等において感染防止対策を徹底するために必要となる物品購入費、人件費等の経費について支援を強化するとともに、介護施設等への財政支援と均衡のとれた支援とすること。

(9) 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども・子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講じるなど、財政支援の充実を図ること。

9 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの

向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

10 新たな日常に対応した自治体DXの推進

コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を確立するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

(1) アナログ前提の規制の見直し

デジタル臨時行政調査会において、現在、デジタル化を阻害する規制に関する改革が検討されているところであるが、地域社会やそこに住まう住民がデジタル化で得られる利便性向上や生産性向上のメリットを最大限享受できるよう、目視・実地監査規制や定期検査・点検規制、書面・対面規制など、アナログ前提の規制制度について抜本的・多角的な見直しを行った上で、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、地方自治体における自主的な見直しに向けて、国における見直し作業の情報提供や参考となるマニュアル等の資料の提供を行うとともに、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修や監査・検査に必要な設備等に対して、財政支援を行うこと。

併せて、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェースの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

(2) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・都道府県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

併せて、地方自治体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータの取組を始める地方自治体のために国が設定した推奨データセットについて、オープンデータに取り組むにあたり、地方自治体がデータ公開の適否の判断に迷ったり、工数から尻込みしたりしないよう、推奨データセットを充実させ、これまで以上に幅広く、ニーズの高いデータを推奨対象とすることで、オープンデータの取組を更に後押しすること。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの生体認証による個人認証の導入、各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善を図りつつ、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、公金受取口座登録制度の利用登録を促すなど、行政サービスをデジタルで完結させるための基盤を確立する

こと。

(4) デジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

(5) 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、令和5年度以降も地方財政計画に地域デジタル社会推進費を措置するなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

11 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、その家族等に対する偏見や差別、また、宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害、さらにはワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和4年5月18日

中国地方知事会

鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 丸山達也
岡山県知事 伊原木隆太

広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県知事 村 岡 嗣 政